

令和5年 議案第33号

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について

- 1 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正について
- 2 みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正について
- 3 みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 4 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 5 みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部改正について
- 6 令和5年度みよし市一般会計12月補正予算（教育費）
- 7 みよし市社会体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、令和5年第4回みよし市議会定例会に上程する上記議案について、意見を求めたいからである。

議案第 号 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、学校施設の使用料の額の一部を改正する。

【内 容】 市立学校の施設のうち、体育館及び武道場の使用料の額を改正する（別表第1（第6条関係））。

別表第1（第6条関係）

<現 行>

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から正午まで	午後1時から正午まで	午後1時から正午まで	午後4時から午後9時まで	午後6時30分から午後9時30分まで	
中学校		640円		640円	640円	
体育館		300円		300円	300円	
武道場		460円		460円	460円	
小学校						
体育館						

<改正後>

区分	午前		午後		夜間	
	午前9時から正午まで	午後1時から正午まで	午後1時から正午まで	午後4時から午後9時まで	午後6時30分から午後9時30分まで	
中学校		360円		360円	360円	
体育館		120円		120円	120円	
武道場		250円		250円	250円	
小学校						
体育館						

【施行期日】 令和6年4月1日

【経過措置】 1 この条例の公布の日前に施行日以後の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行の日前に施行の日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

【参 考】

区 分	現 行		維持管理費 (円)	年間開館時間 (時間)	性質別 受益者負担割合	計算料金 (時間当たり)	計算料金 (円)	改正率	改正後 使用料案 (円)
	使用料 (円)								
中学校 体育館	午前	640	1, 795, 826	7, 380	50%	122	365	57%	360
	午後	640					365		360
	夜間	640					365		360
中学校 武道場	午前	300	598, 150	7, 380	50%	41	122	41%	120
	午後	300					122		120
	夜間	300					122		120
小学校 体育館	午前	460	2, 554, 263	14, 760	50%	87	259	56%	250
	午後	460					259		250
	夜間	460					259		250

議案第 号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化による学校施設の体育館及び武道場の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「640円」を「360円」に、「300円」を「120円」に、「460円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(使用料)							
第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りでない。							
別表第1 (第6条関係)				別表第1 (第6条関係)			
区分	午前		午後	区分	午前		午後
	午前9時から正午まで		午後1時から午後4時まで		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時まで
中学校	運動場 略		夜間	中学校	運動場 略		夜間
	体育館	360円	午後6時30分から午後9時30分まで		体育館	640円	午後6時30分から午後9時30分まで
	武道場	120円			武道場	300円	
小学校	運動場 略			小学校	運動場 略		
	体育館	250円	250円		体育館	460円	460円
備考 略				備考 略			

議案第 号 みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 愛知県人事委員会勧告（令和5（2023）年9月29日付け）に準じ、任期付市費負担教員の給料月額を改定（令和5（2023）年4月1日適用）する。

【内 容】 給料表の改正（別表関係）
県費負担教員との調整を図るため、愛知県人事委員会勧告教育職給料表（二）に準じ、任期付市費負担教員の給料表の改正を行う。

【施行期日】 公布の日（適用期日は、令和5（2023）年4月1日）

【参 考】 1 少人数（35人）学級編制の実施状況について

愛知県においては、平成16年度に小学1年生、平成20年度に小学2年生、平成21年度に中学1年生、令和3年度に小学3年生、令和4年度に小学4年生で実施。なお、国では平成23年度に小学1年生、令和3年度に小学2年生、令和4年度に小学3年生について法制度化されている。

2 本市独自の少人数（35人）学級編制の導入状況について

平成23年度 小学3年生 平成30年度 中学2年生及び中学3年生 平成31年度 小学4年生、小学5年生及び小学6年生

3 本市の少人数任期付市費負担教員の任用状況（令和5（2023）年4月1日現在）

5人（黒笹小 1人、三好中 1人、北中 1人、南中 1人、三好丘中 1人）

議案第 号

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、愛知県の教育職の給与改定に準じ、任期付市費負担教員の給料月額
の引上げを行うため必要があるからである。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する
条例の一部を改正する条例

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
(平成22年みよし市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	178,400	194,500
2	179,800	196,600
3	181,400	198,800
4	183,000	201,000
5	184,500	203,100
6	186,400	205,200
7	188,200	207,300
8	190,100	209,400
9	191,800	211,600
10	193,900	214,000
11	195,900	216,300
12	198,000	218,500
13	200,000	221,000
14	202,100	222,700
15	204,200	224,100
16	206,300	225,700
17	208,500	227,300
18	210,600	228,700
19	212,800	229,900
20	214,700	231,100

2 1	216,900	232,900
2 2	218,500	234,500
2 3	220,100	236,200
2 4	221,600	237,800
2 5	223,000	239,300
2 6	224,100	241,500
2 7	225,300	243,300
2 8	226,400	245,300
2 9	227,900	246,900
3 0	229,400	249,400
3 1	230,900	251,700
3 2	232,400	254,100
3 3	233,700	256,500
3 4	235,300	258,900
3 5	237,100	261,100
3 6	238,400	263,500
3 7	239,700	265,600
3 8	241,200	267,900
3 9	242,600	270,300
4 0	244,000	272,300
4 1	245,300	274,700
4 2	246,600	276,900
4 3	247,700	279,200
4 4	249,000	281,200
4 5	250,400	283,400
4 6	251,600	285,600
4 7	252,800	287,800
4 8	254,000	289,600
4 9	255,000	291,800
5 0	256,300	293,400

5 1	257, 700	295, 300
5 2	258, 600	296, 900
5 3	259, 700	298, 200
5 4	261, 200	300, 200
5 5	262, 200	302, 100
5 6	263, 200	304, 100
5 7	264, 200	306, 200
5 8	265, 200	308, 300
5 9	266, 200	310, 400
6 0	267, 200	312, 700
6 1	268, 100	314, 700
6 2	268, 800	317, 100
6 3	269, 400	319, 200
6 4	270, 100	321, 400
6 5	270, 800	323, 400
6 6	271, 900	325, 000
6 7	273, 000	326, 400
6 8	274, 100	328, 100
6 9	275, 500	329, 800
7 0	276, 800	331, 800
7 1	278, 000	333, 800
7 2	279, 300	335, 700
7 3	280, 100	337, 500
7 4	281, 000	
7 5	282, 000	
7 6	283, 100	
7 7	284, 000	
7 8	285, 000	
7 9	286, 100	
8 0	286, 900	

8 1	287, 700.
8 2	288, 500
8 3	289, 300
8 4	290, 000
8 5	291, 000
8 6	291, 800
8 7	292, 500
8 8	293, 200
8 9	294, 100
9 0	295, 000
9 1	296, 000
9 2	296, 800
9 3	297, 100
9 4	297, 700
9 5	298, 400
9 6	299, 100
9 7	299, 900
9 8	300, 700
9 9	301, 400
1 0 0	302, 100
1 0 1	302, 800
1 0 2	303, 200
1 0 3	303, 700
1 0 4	304, 100
1 0 5	304, 300
1 0 6	304, 600
1 0 7	304, 800
1 0 8	305, 000
1 0 9	305, 200
1 1 0	305, 400

1 1 1	305,700
1 1 2	306,000
1 1 3	306,200
1 1 4	306,400
1 1 5	306,600
1 1 6	306,900
1 1 7	307,200
1 1 8	307,400
1 1 9	307,800
1 2 0	308,100
1 2 1	308,300
1 2 2	308,500
1 2 3	308,700
1 2 4	308,900
1 2 5	309,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案

現行

(給料)

第4条 市費負担教員に、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、別表の給料表により給料を支給する。

2以下 略

別表（第4条関係）

別表（第4条関係）

職務の級 号給		職務の級 号給	
1級 給料月額	2級 給料月額	1級 給料月額	2級 給料月額
1 178,400	194,500	1 165,200	181,000
2 179,800	196,600	2 166,700	183,100
3 181,400	198,800	3 168,200	185,300
4 183,000	201,000	4 169,800	187,500
5 184,500	203,100	5 171,300	189,500
6 186,400	205,200	6 173,200	191,500
7 188,200	207,300	7 175,000	193,600
8 190,100	209,400	8 176,800	195,700
9 191,800	211,600	9 178,500	197,900
10 193,900	214,000	10 180,600	200,500
11 195,900	216,300	11 182,600	203,100
12 198,000	218,500	12 184,600	205,700
13 200,000	221,000	13 186,500	208,400
14 202,100	222,700	14 188,600	210,100
15 204,200	224,100	15 190,700	211,700
16 206,300	225,700	16 192,800	213,400
17 208,500	227,300	17 195,000	215,100
18 210,600	228,700	18 197,300	216,800
19 212,800	229,900	19 199,800	218,500
20 214,700	231,100	20 202,100	220,100
21 216,900	232,900	21 204,500	221,900
22 218,500	234,500	22 206,100	223,700
23 220,100	236,200	23 207,900	225,700
24 221,600	237,800	24 209,600	227,500
25 223,000	239,300	25 211,000	229,100

改正案

現行

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
59	266,200	59	260,200
60	267,200	60	261,200
61	268,100	61	262,500
62	268,800	62	263,200
63	269,400	63	264,000
64	270,100	64	264,600
65	270,800	65	265,600
66	271,900	66	267,000
67	273,000	67	268,100
68	274,100	68	269,400
69	275,500	69	271,000
70	276,800	70	272,400
71	278,000	71	273,700
72	279,300	72	275,200
73	280,100	73	276,000
74	281,000	74	277,000
75	282,000	75	278,200
76	283,100	76	279,300
77	284,000	77	280,500
78	285,000	78	281,500
79	286,100	79	282,800
80	286,900	80	283,600
81	287,700	81	284,800
82	288,500	82	285,600
83	289,300	83	286,600
84	290,000	84	287,600
85	291,000	85	288,500
86	291,800	86	289,400
87	292,500	87	290,100
88	293,200	88	291,100
89	294,100	89	292,100
90	295,000	90	293,000
91	296,000	91	293,900

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行
92	296,800	92 294,800
93	297,100	93 295,100
94	297,700	94 295,800
95	298,400	95 296,500
96	299,100	96 297,300
97	299,900	97 298,100
98	300,700	98 298,900
99	301,400	99 299,700
100	302,100	100 300,400
101	302,800	101 301,300
102	303,200	102 301,800
103	303,700	103 302,300
104	304,100	104 302,800
105	304,300	105 303,000
106	304,600	106 303,400
107	304,800	107 303,700
108	305,000	108 303,900
109	305,200	109 304,100
110	305,400	110 304,300
111	305,700	111 304,600
112	306,000	112 304,900
113	306,200	113 305,100
114	306,400	114 305,300
115	306,600	115 305,500
116	306,900	116 305,800
117	307,200	117 306,100
118	307,400	118 306,400
119	307,800	119 306,700
120	308,100	120 307,000
121	308,300	121 307,200
122	308,500	122 307,400
123	308,700	123 307,600
124	308,900	124 307,900

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
125		309,200	125		308,200

議案第 号 みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、放課後児童クラブの保護者負担金の額を改正する。

【内 容】 放課後児童クラブ保護者負担金の全ての利用区分について、保護者負担金の額を改正する。(第11条関係、別表第2)
祝日に当たたる日の利用についての料金設定を廃止する。(第11条関係)
<現 行>

<改正後>

利用区分	利用期間	保護者負担金
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,100円
学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	2,400円
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで 8月1日から8月31日まで	4,100円 8,000円
冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	3,000円
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	3,000円

利用区分	利用期間	保護者負担金
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,200円
学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	開所1日当たり 500円
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで 8月1日から8月31日まで	3,000円 9,500円
冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	開所1日当たり 500円
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	開所1日当たり 500円

【施行期日】 令和6年4月1日(ただし、経過措置の規定は、公布の日から施行)

【経過措置】 施行日前に施行日以後の入所の承諾を受けた者からは、改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市放課後児童クラブ条例に定める額の保護者負担金を徴収する。

【参 考】

区分	利用 区分	総経費	負担者 (3年平均)	性質別 負担割合	計算料金	改定率	見直し 結果	改定料金	現行料金	増減	近隣市町の状況	
											豊田市	安城市
通年の利用 (8月除く)	1月	142,752,560円	6,840人	50%	10,435円	205%	改定 (その他)	5,200円	5,100円	↑2%	5,500円	5,200円
8月利用	1月	27,462,223円	723人	50%	18,992円	237%	改定 (その他)	9,500円	8,000円	↑18%	8,000円	8,600円
夏季休業日のみ利用 (7月)	1月	2,312,947円	110人	50%	10,545円	257%	改定 (その他)	3,000円	4,100円	↓27%	4,000円	2,600円
学年始休業日のみの利用	期間	117,328円	24人	50%	2,444円	102%	改定 (その他)	500円/日	2,400円		3,000円	2,600円
冬季休業日のみの利用	期間	166,596円	20人	50%	4,097円	137%	改定 (その他)	500円/日	3,000円		2,000円	2,600円
学年末休業日のみの利用	期間	420,859円	35人	50%	5,956円	199%	改定 (その他)	500円/日	3,000円		3,000円	2,600円
祝日に当たる日を利用	1日						改定 (その他)	-	600円		なし	なし

議案第 号

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、放課後児童クラブの保護者負担金の額を改正するため必要があるからである。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

みよし市放課後児童クラブ条例（平成30年みよし市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第2通年の利用の項中「5,100円」を「5,200円」に、「8,000円」を「9,500円」に改め、同表学年始休業日のみの利用の項を次のように改める。

学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	開所1日当たり 500円
-------------	----------------	-----------------

別表第2夏季休業日のみの利用の項中「4,100円」を「3,000円」に、「8,000円」を「9,500円」に改め、同表冬季休業日のみの利用の項及び学年末休業日のみの利用の項を次のように改める。

冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	開所1日当たり 500円
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	開所1日当たり 500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の入所の承諾を受けた者からは、改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市放課後児童クラブ条例に定める額の保護者負担金を徴収する。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																																										
(保護者負担金) 第11条 入所児童の保護者は、別表第2に定める保護者負担金を納付しなければならない。 2 前項の保護者負担金は、当該月分を翌月の10日までに納付しなければならない。 3 略 別表第2 (第11条関係)	(保護者負担金) 第11条 同左 2 前項の規定にかかわらず、入所児童が祝日に当たる日を利用したときは、当該入所児童の保護者は、1日につき600円の保護者負担金を納付しなければならない。 3 前2項の保護者負担金は、当該月分を翌月の10日までに納付しなければならない。 4 略 別表第2 (第11条関係)																																										
<table><tr><th>利用区分</th><th>利用期間</th><th>保護者負担金</th></tr><tr><td>通年の利用</td><td>4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>学年始休業日のみの利用</td><td>4月1日から入学式の前日まで</td><td>9,500円</td></tr><tr><td>夏季休業日のみの利用</td><td>7月21日から7月31日まで</td><td>500円</td></tr><tr><td>冬季休業日のみの利用</td><td>12月24日から翌年1月6日まで</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学年末休業日のみの利用</td><td>3月25日から3月31日まで</td><td>500円</td></tr></table>	利用区分	利用期間	保護者負担金	通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,200円	学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	9,500円	夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	500円	冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	3,000円	学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	500円	<table><tr><th>利用区分</th><th>利用期間</th><th>保護者負担金</th></tr><tr><td>通年の利用</td><td>4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月</td><td>5,100円</td></tr><tr><td>学年始休業日のみの利用</td><td>4月1日から入学式の前日まで</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>夏季休業日のみの利用</td><td>7月21日から7月31日まで</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>冬季休業日のみの利用</td><td>12月24日から翌年1月6日まで</td><td>4,100円</td></tr><tr><td>学年末休業日のみの利用</td><td>3月25日から3月31日まで</td><td>8,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3,000円</td></tr></table>	利用区分	利用期間	保護者負担金	通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,100円	学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	8,000円	夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	2,400円	冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	4,100円	学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	8,000円			3,000円			3,000円
利用区分	利用期間	保護者負担金																																									
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,200円																																									
学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	9,500円																																									
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	500円																																									
冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	3,000円																																									
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	500円																																									
利用区分	利用期間	保護者負担金																																									
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月 8月	5,100円																																									
学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	8,000円																																									
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	2,400円																																									
冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	4,100円																																									
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	8,000円																																									
		3,000円																																									
		3,000円																																									

議案第 号 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、旭グラウンドの使用料の額を改正する。

【内 容】 旭グラウンドのうち、コインシャワーの区分の削除、グラウンド及び照明設備の使用料の額の改正（別表第2第13条関係）

<現 行>				<改正後>			
施設の種類		区分	単位	使用料	施設の種類		
旭グラウンド	コインシャワー	グラウンド	1回	50	旭グラウンド	グラウンド	全面1時間につき
			全面1時間につき	4,530			全面1時間につき
			全面1時間につき	2,260			全面1時間につき
	照明設備	照明設備	全灯1時間につき	5,490		照明設備	全灯1時間につき
			半灯1時間につき	4,390			半灯1時間につき

【施行期日】 令和6年4月1日（ただし、経過措置の規定は、令和6年2月1日から施行）

【経過措置】 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

【参 考】

区分	利用区分	総経費 (円)	年間開館 時間 (時間)	性質別受 益者負担 割合 (%)	計算料金 /h (円)	区分別利 用時間 (時間)	計算料金 (円)	改定率 (%)	見直し結果	改定料金案 (円)	現行料金 (円)	増減 (%)	他市町の状況
旭グラウンド	全面	23,994,777	2,287	50	5,247	1	5,246	116	改定 (基本方針通り)	5,240	4,530	↑16	豊田市 (円)
	半面	11,997,389	2,287	50	2,623	1	2,617	116	改定 (基本方針通り)	2,620	2,260	↑16	
旭グラウンド 照明設備	全灯	3,260,138 (電気料金)	505 (利用時間)	100	6,478	1	-	118	改定 (基本方針通り)	6,470	5,490	↑18	4,000
	半灯	点灯する球数より、全灯料金の66.7%とする							改定 (基本方針通り)	4,310	4,390	↓2	3,000

議案第 号

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、社会体育施設の旭グラウンドの使用料等の額を改正する必要があるからである。

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和５６年三好町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第２旭グラウンドの項中、

「

区分	単位	使用料
コインシャワー	１回	５０
グラウンド	全面１時間につき	４，５３０
	半面１時間につき	２，２６０

」を

「

区分	単位	使用料
グラウンド	全面１時間につき	５，２４０
	半面１時間につき	２，６２０

」に改め、

「５，４９０」を「６，４７０」に、「４，３９０」を「４，３１０」に改め、同表備考第１項中「コインシャワー及び」を削り、同表備考第３項中「（コインシャワーを除く。）」を削る。

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年２月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案

(使用料)

第13条 利用者 (太陽の広場及びみよし市グートボール・グラウンドゴルフ場を利用するために許可を受けた者を除く。)は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 略

別表第2 (第13条関係)

(単位：円)

施設の名 称	区 分	単 位	使用料
旭グラウンド	グラウンド	全面1時間につき	5,240
		半面1時間につき	2,620
	照明設備	全灯1時間につき	6,470
		半灯1時間につき	4,310

きたよしグラウンドの項 略

備考

1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者に係る使用料 (照明設備を除く。次項において同じ。)の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

2 略

3 第6条第1項に規定する利用時間を超えて利用した場合、当該超えた時間1時間 (30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、その利用に係る1時間単位の使用料の額に相当する額を加算する。

4 略

現行

(単位：円)

別表第2 (第13条関係)

(単位：円)

施設の名 称	区 分	単 位	使用料
旭グラウンド	コインシャワー	1回	50
		全面1時間につき	4,530
	グラウンド	全面1時間につき	2,260
		照明設備	全灯1時間につき
		半灯1時間につき	4,390

同左

備考

1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者に係る使用料 (コインシャワー及び照明設備を除く。次項において同じ。)の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

2 略

3 第6条第1項に規定する利用時間を超えて利用 (コインシャワーを除く。)した場合は、当該超えた時間1時間 (30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、その利用に係る1時間単位の使用料の額に相当する額を加算する。

4 略

議案第 号 みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、みよし市図書館学習交流プラザの生涯学習センターの使用料の額を改正する。

【内 容】 生涯学習センターの使用料のうち、施設及び附属設備の使用料の額の改正（別表第9関係）

<現 行>		<改正後>	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時(日曜日にあつては、午後 6 時)まで	午後 5 時から午後 9 時まで
会議室 1	790	790	760
会議室 2	730	730	760
講座室 2	910	910	900

<現 行>		<改正後>	
(単位：円)		(単位：円)	
種類	使用区分	使用料	適用
移動式プロジェクトター	1 回 1 式につき	630	スクリーンを含む

<現 行>		<改正後>	
(単位：円)		(単位：円)	
種類	使用区分	使用料	適用
移動式プロジェクトター	1 回 1 式につき	420	スクリーンを含む

【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日（ただし、経過措置の規定は、令和 6 年 1 月 3 1 日から施行）

【経過措置】 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例に定める額の使用料を徴収する。

【参 考】
施設使用料

区分	利用区分	総経費 (円)	利用時間 (時間)	性質別受 益者負担 割合 (%)	計算料金 /h (円)	区分別利用 時間 (時間)	計算料金 (円)	改定率 (%)	見直し結果	改定料金 案 (円)	現行料金 (円)	増減 (%)	他市町の状況 安城市 (円)
会議室 1	午前 9 時から午後 1 時まで	1,293,967	3,472	50%	186	4	746	94	改定 (その他)	760	790	↓ 4%	1,110
	午後 1 時から午後 5 時まで						746						1,110
	午後 5 時から午後 9 時まで						746						1,110
会議室 2	午前 9 時から午後 1 時まで	1,183,979	3,472	50%	171	4	682	93	改定 (その他)	760	730	↑ 4%	1,110
	午後 1 時から午後 5 時まで						682						1,110
	午後 5 時から午後 9 時まで						682						1,110
講座室 2	午前 9 時から午後 1 時まで	1,478,357	3,472	50%	210	4	852	94	改定 (その他)	900	910	↓ 2%	1,970
	午後 1 時から午後 5 時まで						852						1,970
	午後 5 時から午後 9 時まで						852						1,970

附属設備

区分	利用区分	①設備購 入費 (円)	②耐用年 数 (年)	③人件費 (円)	合計 =①÷② +③	年間最大使 用回数	計算料金 (円)	改定率 (%)	見直し結果	改定料金 案 (円)	現行料金 (円)	増減 (%)	他市町の状況 東郷町 (円)
移動式プロジェクター	1 回 1 式につき	98,840	5	351019	370,787	866	428	68	改定 (基本方針)	420	630	↓ 33%	510

議案第 号

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、みよし市図書館学習交流プラザの生涯学習センターの施設及び附属設備の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部を改正する条例

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例（平成２７年みよし市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表第１会議室１の項中「７９０」を「７６０」に改め、同表会議室２の項中「７３０」を「７６０」に改め、同表講座室２の項中「９１０」を「９００」に改める。

別表第２移動式プロジェクターの項中「６３０」を「４２０」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年１月３１日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例に定める額の使用料を徴収する。

改正案		現行	
(使用料)			
第9条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、利用しようとする日までに納付しなければならない。			
別表第1 (第9条関係)			
生涯学習センター使用料		生涯学習センター使用料	
(単位 円)		(単位 円)	
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時 (日曜日にあっては、午後6時) まで	午後5時から午後9時まで
研修室兼軽運動室1の項から美術室の項まで 略			
会議室1	760	760	790
会議室2	760	730	730
会議室3の項及び講座室1の項 略			
講座室2	900	910	910
講座室3の項以下 略			
備考 略			
別表第2 (第9条関係)		別表第2 (第9条関係)	
附属設備使用料		附属設備使用料	
(単位 円)		(単位 円)	
種類	使用区分	使用料	摘要
陶芸窯の項 略			
移動式プロジェクター	1回1式につき	420	スクリーンを含む。
備考 略			

令和5(2023)年度 12月補正予算(教育費関係)事業概要

歳 出

款	項	目	小事業	所 属	主 な 事 業		説 明	補正予算額
10 教育費	01 教育総務費	02 事務局費	人件費	学校教育課	人件費	42,643 千円	①特別職員 ・国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ②一般職常勤職員 ・国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ③一般職再任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ④会計年度任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による	①175 ②29,811 千円 ③△435 ④13,092
	02 小学校費	01 学校管理費	小学校管理事業	学校教育課	①小学校管理運営事業	① — 千円	①小学校施設総合維持管理業務委託 ・債務負担行為の設定 (令和6年度から令和8年度まで)	(限度額) (84,141) 千円
	03 中学校費	01 学校管理費	中学校管理事業	学校教育課	①中学校管理運営事業	① — 千円	①中学校施設総合維持管理業務委託 ・債務負担行為の設定 (令和6年度から令和8年度まで)	(限度額) (46,384) 千円
	05 社会教育費	01 社会教育総務費	人件費	生涯学習推進課	人件費	△31,785 千円	①一般職常勤職員 ・国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ②一般職再任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ③会計年度任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による	①△ 33,823 千円 ②1,667 ③371
		09 生涯学習推進費	図書館学習交流プラザ管理運営事業	生涯学習推進課	①図書館学習交流プラザ管理運営事業	① — 千円	①図書館学習交流プラザ管理運営事業 ・債務負担行為の設定 (令和6年度から令和8年度まで)	(限度額) (79,200) 千円

五
卷

款	項	目	小事業	所 属	主 な 事 業	説 明	補正予算額
10 教育費	06 保健体育費	01 保健体育総務費	人件費	スポーツ課	人件費	①一般職常勤職員 ・国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ②一般職再任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ③会計年度任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による	①5,005 ②△273 千円 ③3,678
			体育施設管理運営事業	スポーツ課	①体育施設管理運営事業	①太陽の広場指定管理事業 ・債務負担行為の設定 (令和6年度から令和10年度まで)	(限度額) 千円 (1,500)
	07 学校給食費	給食センター費	人件費	学校給食センター	人件費	①一般職常勤職員 ・国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による ②会計年度任用職員 ・人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正等による	①393 千円 ②55
計							19,716 千円

議案第 号 みよし市社会体育施設の指定管理者の指定について

【趣 旨】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、太陽の広場の指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。

【内 容】 みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき公募によらない指定管理者の候補の選定において令和5（2023）年10月6日にみよし市指定管理選定審査会で次の者が選定された。

1 指定管理者

施 設		指定管理者		
名 称	所在地	団体の名称	代表者名	所在地
太陽の広場	三好町大字福田字東屋敷43番地3	福田区	酒井 武司	三好町大字福田字東屋敷84番地
		団体の分類		
		公共的団体		

2 指定の期間

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う主な業務

- (1) 太陽の広場施設の管理に関する業務
- (2) 太陽の広場の運営に関する業務

4 施設管理基本方針

施設の適正な維持管理に努め、効率的な施設の利用を可能にするように利用者のニーズを充分把握し、施設運営に反映させる。また、地域の世代間交流の拠点の場として多くの住民が利用できる施設として、利用者が快適かつ安全に利用できる場を提供する。

【参 考】

地方自治法（一部抜粋） (公)の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 略	みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（一部抜粋） (公募によらない指定管理者の候補の選定等) 第5条 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。 2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。
--	--

議案第 号

社会体育施設（太陽の広場）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別紙のとおり太陽の広場の指定管理者の指定をする。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。

1 施設及び指定管理者

施 設		指定管理者		
名 称	所在地	団体の名称	代表者名	所在地
太陽の広場	みよし市福田 町東屋敷43 番地3	福田区	区長 酒井 武司	みよし市福田 町東屋敷84 番地

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで